

介護保険運営協議会 資料

目次

- 1 介護保険認定者数及び受給者数・・・・・・・・・・ 1 頁
- 2 令和6年度介護保険給付費等の実績・・・・・・・・ 3 頁
- 3 令和6年度介護サービス給付実績・・・・・・・・ 5 頁
- 4 令和6年度介護保険特別会計歳入歳出決算・・・・ 8 頁
- 5 介護保険事業所の指定更新について・・・・・・・・ 9 頁
- 6 介護予防・生活支援総合事業所の指定状況について・・・10頁

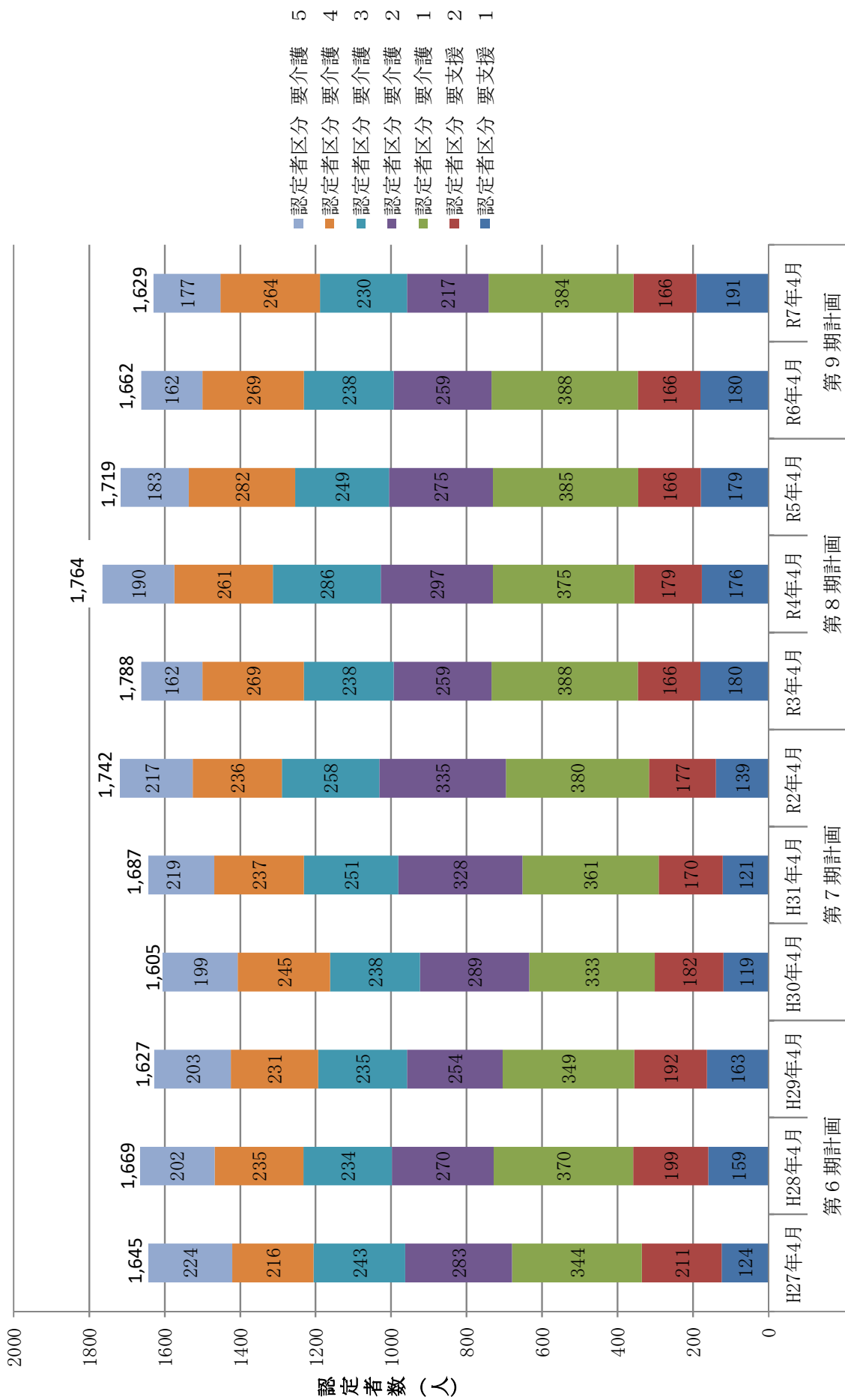
1 介護保険認定者数及び受給者数

(単位：人、%)

区分	第6期計画期間		第7期計画		第8期計画期間		第9期計画期間			
	H27年4月	H28年4月	H30年4月	H31年4月	R3年4月	R4年4月	R5年4月	R6年4月	R7年4月	R8年4月
住民登録者数	22,093	21,720	20,804	20,370	19,575	19,116	18,685	18,335	17,970	
内65歳以上者	8,244	8,280	8,196	8,162	8,157	8,162	8,037	7,948	7,838	
第1号被保険者数	8,190	8,208	8,125	8,106	8,098	8,105	7,976	7,894	7,786	
内認定者数	1,621	1,643	1,578	1,660	1,766	1,746	1,704	1,653	1,617	
認定率 (%)	19.79	20.02	19.42	20.48	21.81	21.54	21.36	20.94	20.77	#DIV/0!
第2号被保険者中被認定者数	24	26	27	27	22	18	15	9	12	
認定者総数 A	1,645	1,669	1,605	1,687	1,788	1,764	1,719	1,662	1,629	0
要支援 1	124	159	119	121	167	176	179	180	191	
要支援 2	211	199	182	170	178	179	166	166	166	
要支援合計	335	358	301	291	345	355	345	346	357	0
要介護 1	344	370	333	361	401	375	385	388	384	
要介護 2	283	270	289	328	300	297	275	259	217	
要介護 3	243	234	238	251	272	286	249	238	230	
要介護 4	216	235	245	237	262	261	282	269	264	
要介護 5	224	202	199	219	208	190	183	162	177	
要介護合計	1,310	1,311	1,304	1,396	1,443	1,409	1,374	1,316	1,272	0
在宅介護(介護予防)サービス	940	949	778	822	969	928	923	914	892	
地域密着型(介護予防)サービス	216	241	268	267	263	259	244	240	215	
施設介護サービス	297	288	302	322	328	335	319	319	311	
受給者総数 B	1,453	1,478	1,348	1,411	1,560	1,522	1,486	1,473	1,418	0
受給率 (B/A)	88.33	88.56	83.99	83.64	87.25	86.28	86.45	88.63	87.05	#DIV/0!

資料：出水地区要介護審査判定・認知状況（北薩広域行政事務組合） 数値は各月末現在

介護認定者数の区分別推移



2 令和6年度介護保険給付実績（千円未満四捨五入）

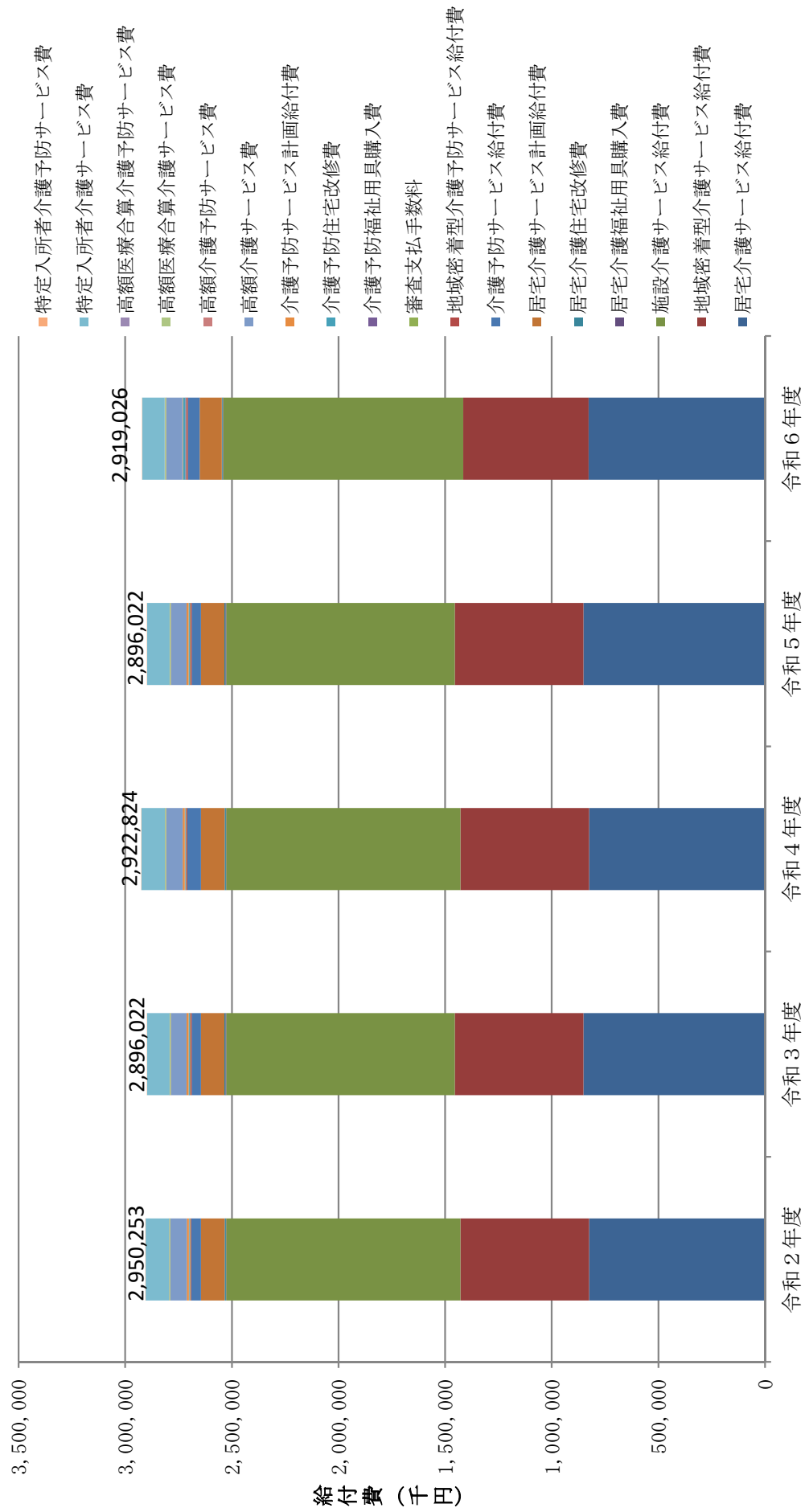
単位：千円

介護給付費	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度
居宅介護サービス給付費	816,417	▲ 46,854	839,966	▲ 23,549	824,069	▲ 15,897	850,934	▲ 26,865	826,702	▲ 24,232
地域密着型介護サービス給付費	630,586	541	636,052	▲ 5,466	604,186	▲ 31,866	602,950	▲ 1,236	588,326	▲ 14,624
施設介護サービス給付費	1,097,038	82,799	1,126,637	▲ 29,599	1,097,426	▲ 29,211	1,072,320	▲ 25,106	1,125,839	▲ 53,519
居宅介護福祉用具購入費	2,735	40	2,401	▲ 334	2,104	▲ 297	2,911	▲ 807	2,469	▲ 442
居宅介護住宅改修費	5,768	▲ 301	4,354	▲ 1,414	5,069	715	5,807	738	3,254	▲ 2,553
居宅介護サービス計画給付費	109,783	5,367	112,561	▲ 2,778	110,925	▲ 1,636	109,430	▲ 1,495	103,810	▲ 5,620
介護予防サービス給付費	39,252	3,959	41,227	▲ 1,975	45,768	▲ 4,541	43,905	▲ 1,863	54,936	▲ 11,031
地域密着型介護予防サービス給付費	6,042	▲ 2,121	4,782	▲ 1,260	5,290	508	6,654	▲ 1,364	7,306	652
審査支払手数料	2,604	327	2,695	91	2,661	▲ 34	2,271	▲ 390	1,381	▲ 890
介護予防福祉用具購入費	788	▲ 148	666	▲ 122	998	332	716	▲ 282	3,958	3,242
介護予防住宅改修費	2,928	59	3,874	946	3,082	▲ 792	4,393	1,311	10,736	6,343
介護予防サービス計画給付費	7,746	1,020	8,378	632	9,529	1,151	9,346	▲ 183	2,534	▲ 6,812
高額介護サービス費	76,958	10,573	77,623	665	76,934	▲ 689	73,836	▲ 3,098	75,399	1,563
高額介護予防サービス費	59	▲ 31	54	▲ 5	25	▲ 29	107	82	55	▲ 52
高額医療合算介護サービス費	6,129	▲ 691	7,100	971	5,852	▲ 1,248	5,669	▲ 183	7,112	1,443
高額医療合算介護予防サービス費	1	▲ 24	6	5	37	31	6	▲ 31	38	32
特定入所者介護サービス費	145,351	4,002	126,345	▲ 19,006	109,871	▲ 16,474	104,754	▲ 5,117	105,154	400
特定入所者介護予防サービス費	68	21	11	▲ 57	31	20	13	▲ 18	17	4
合 計	2,950,253	152,246	2,994,732	44,479	2,903,857	▲ 90,875	2,896,022	▲ 7,835	2,919,026	23,004

令和6年度介護予防・生活支援サービス事業費実績（千円未満四捨五入）

地域支援事業費	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度
みなし型訪問介護	17,192	870	18,079	887	17,052	▲ 1,027	14,571	▲ 2,481	14,284	▲ 287
緩和型訪問介護	128	▲ 432	197	69	134	▲ 63	88	▲ 46	0	▲ 88
みなし型通所介護	29,304	▲ 1,021	26,760	▲ 2,544	31,490	4,730	28,901	▲ 2,589	22,069	▲ 6,832
緩和型通所介護	0	▲ 236	0	0	0	0	0	0	0	0
ケアマネジメント事業	4,239	▲ 311	4,413	174	4,249	▲ 164	3,704	▲ 545	2,858	▲ 846
高額介護予防サービス費	175	121	101	▲ 74	97	▲ 4	131	34	149	18
高額医療合算介護予防サービス相当費	61	▲ 41	4	▲ 57	96	92	12	▲ 84	0	▲ 12
審査支払手数料	213	7	216	3	221	5	168	▲ 53	160	▲ 8
合 計	51,312	▲ 1,043	49,770	▲ 1,542	53,339	3,569	47,575	▲ 5,764	39,520	▲ 8,055

阿久根市の介護給付費推移



3 令和6年度介護サービス給付実績

(1) 居宅介護サービス給付費

単位：件、円

項 目	令和6年度		令和5年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
訪問介護	2,133	85,795,550	2,139	87,320,831	▲ 6	▲ 1,525,281
訪問入浴介護	163	13,871,727	169	14,687,478	▲ 6	▲ 815,751
訪問看護	1,619	62,654,999	1,515	56,612,396	104	6,042,603
訪問リハビリテーション	274	8,044,164	265	7,907,985	9	136,179
通所介護	2,183	148,474,606	2,439	171,701,744	▲ 256	▲ 23,227,138
通所リハビリテーション	2,900	156,121,935	2,274	152,247,164	626	3,874,771
福祉用具貸与	5,477	83,674,194	5,602	84,588,637	▲ 125	▲ 914,443
短期入所生活介護	550	42,919,981	613	46,975,043	▲ 63	▲ 4,055,062
短期入所療養介護（老健）	235	12,845,721	253	13,784,927	▲ 18	▲ 939,206
短期入所療養介護（療養型）	0	0	0	0	0	0
特定診療費	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	1,651	7,503,246	1,621	7,387,100	30	116,146
特定施設入居者生活介護	1,050	204,795,506	1,087	207,720,934	▲ 37	▲ 2,925,428
合 計	18,235	826,701,629	17,977	850,934,239	258	▲ 24,232,610

(2) 地域密着型介護サービス給付費

単位：件、円

項 目	令和6年度		令和5年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	725	147,526,273	826	160,640,263	▲ 101	▲ 13,113,990
小規模多機能型居宅介護（短期利用）	10	340,382	7	193,358	3	147,024
認知症対応型共同生活介護	1,030	231,284,565	955	229,259,173	75	2,025,392
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	691	196,756,781	670	185,283,276	21	11,473,505
地域密着型通所介護	218	12,417,818	506	25,247,299	▲ 288	▲ 12,829,481
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	9	2,326,149	▲ 9	▲ 2,326,149
合 計	2,674	588,325,819	2,973	602,949,518	▲ 299	▲ 14,623,699

(3) 施設介護サービス給付費

単位：件、円

項 目	令和6年度		令和5年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
介護老人福祉施設サービス	1,475	377,399,239	1,388	357,326,161	87	20,073,078
介護老人保健施設サービス	2,143	638,835,174	2,140	616,540,093	3	22,295,081
特定診療費	0	0	0	0	0	0
介護医療院サービス	276	97,245,901	243	86,468,670	33	10,777,231
特別診療費	276	12,359,297	243	11,984,607	33	374,690
合 計	4,170	1,125,839,611	4,014	1,072,319,531	156	53,520,080

(4) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費

単位：件、円

項 目	令和6年度		令和5年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
居宅介護福祉用具購入費	112	2,469,358	144	2,910,703	▲ 32	▲ 441,345
介護予防福祉用具購入費	61	1,380,721	38	716,352	23	664,369
合 計	173	3,850,079	182	3,627,055	▲ 9	223,024

(5) 居宅介護（介護予防）住宅改修費

単位：件、円

項 目	令和6年度		令和5年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
居宅介護住宅改修費	67	3,254,449	94	5,807,193	▲ 27	▲ 2,552,744
介護予防住宅改修費	57	3,957,830	67	4,392,938	▲ 10	▲ 435,108
合 計	124	7,212,279	161	10,200,131	▲ 37	▲ 2,987,852

(6) 居宅介護（介護予防）サービス計画給付費

単位：件、円

項 目	令和6年度		令和5年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
居宅介護サービス計画給付費	6,657	103,809,754	7,110	109,429,758	▲ 453	▲ 5,620,004
介護予防サービス計画給付費	2,379	10,735,545	2,092	9,345,720	287	1,389,825
合 計	9,036	114,545,299	9,202	118,775,478	▲ 166	▲ 4,230,179

(7) 介護予防サービス給付費

単位：件、円

項 目	令和6年度		令和5年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
介護予防短期入所生活介護	6	173,736	6	189,819	0	▲ 16,083
介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	1	66,501	0	0	1	66,501
介護予防居宅療養管理指導	69	245,595	81	371,020	▲ 12	▲ 125,425
介護予防特定施設入居者生活介護	78	5,929,897	66	4,535,821	12	1,394,076
介護予防訪問介護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	400	10,259,394	307	7,284,357	93	2,975,037
介護予防訪問リハビリテーション	135	3,479,112	98	2,754,153	37	724,959
介護予防通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	508	17,172,666	356	13,500,900	152	3,671,766
介護予防福祉用具貸与	1,961	17,609,263	1,844	15,269,045	117	2,340,218
合 計	3,158	54,936,164	2,758	43,905,115	400	11,031,049

(8) 地域密着型介護予防サービス給付費

単位：件、円

項 目	令和6年度		令和5年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	98	7,194,987	76	4,796,793	22	2,398,194
介護予防小規模多機能型居宅介護（短期入所）	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	110,970	8	1,857,060	▲ 7	▲ 1,746,090
合 計	99	7,305,957	84	6,653,853	15	652,104

(9) 審査支払手数料

単位：件、円

項 目	令和6年度		令和5年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
審査支払手数料	35,197	2,534,210	31,536	2,270,586	3,661	263,624

(10) 高額介護（予防）サービス費

単位：件、円

項 目	令和6年度		令和5年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
高額介護サービス費	6,349	75,399,363	6,607	73,836,070	▲ 258	1,563,293
現物給付分	177	1,836,115	125	1,431,706	52	404,409
償還払分	6,172	73,563,248	6,482	72,404,364	▲ 310	1,158,884
高額介護予防サービス費	36	55,277	30	107,401	6	▲ 52,124
現物給付分	0	0	0	0	0	0
償還払分	36	55,277	30	107,401	6	▲ 52,124
合 計	6,385	75,454,640	6,637	73,943,471	▲ 252	1,511,169

(11) 高額医療合算介護（予防）サービス費

単位：件、円

項 目	令和6年度		令和5年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
高額医療合算介護サービス費	212	7,112,306	281	5,668,643	▲ 69	1,443,663
高額医療合算介護予防サービス費	3	37,792	3	5,649	0	32,143
合 計	215	7,150,098	284	5,674,292	▲ 69	1,475,806

(12) 特定入所者介護（予防）サービス費

単位：件、円

項 目	令和6年度		令和5年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
特定入所者介護サービス費	3,590	105,153,516	3,588	104,753,630	2	399,886
特定入所者介護予防サービス費	3	16,921	17	13,400	▲ 14	3,521
合 計	3,593	105,170,437	3,605	104,767,030	▲ 12	403,407

(13) 介護給付費総計

単位：件、円

項 目	令和6年度		令和5年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
介護給付費総計	83,059	2,919,026,222	79,413	2,896,020,299	3,646	23,005,923

4 令和6年度介護保険特別会計歳入歳出決算

歳入

単位：千円

款	項	令和6年度 決算	令和5年度 決算	増 減
保険料	介護保険料	497,704	484,754	12,950
使用料及び手数料	使用料	0	0	0
	手数料	23	23	0
	小 計	23	23	0
国庫支出金	国庫負担金	578,088	587,373	▲ 9,285
	国庫補助金	349,796	358,740	▲ 8,944
	小 計	927,884	946,113	▲ 18,229
支払基金交付金	支払基金交付金	813,160	808,294	4,866
県支出金	県負担金	440,148	438,586	1,562
	県補助金	19,133	19,402	▲ 269
	小 計	459,281	457,988	1,293
財産収入	財産運用収入	3	3	0
繰入金	一般会計繰入金	507,908	513,426	▲ 5,518
	基金繰入金	40,000	0	40,000
	小 計	547,908	513,426	34,482
繰越金	繰越金	135,548	158,449	▲ 22,901
諸収入	延滞金加算金及び過料	32	28	4
	市預金利子	0	0	0
	雑入	312	302	10
	小 計	344	330	14
歳 入 合 計		3,381,855	3,369,380	12,475

歳出

単位：千円

款	項	令和6年度 決算	令和5年度 決算	増 減
総務費	総務管理費	51,387	46,455	4,932
	徴収費	1,034	990	44
	介護認定審査会費	21,310	19,994	1,316
	趣旨普及費	685	0	685
	小 計	74,416	67,439	6,977
保険給付費	介護サービス等諸費	2,650,401	2,644,351	6,050
	介護予防サービス等諸費	78,316	65,014	13,302
	その他諸費	2,534	2,271	263
	高額介護サービス等費	75,455	73,943	1,512
	高額医療合算介護サービス等費	7,150	5,674	1,476
	特定入所者介護サービス等費	105,170	104,767	403
	小 計	2,919,026	2,896,020	23,006
地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	52,735	58,793	▲ 6,058
	一般介護予防事業費	10,832	11,999	▲ 1,167
	包括的支援事業・任意事業費	42,484	43,511	▲ 1,027
	その他諸費	160	168	▲ 8
	小 計	106,211	114,471	▲ 8,260
基金積立金	介護保険基金積立金	39,954	53,207	▲ 13,253
公債費	公債費	0	0	0
諸支出金	償還金及び還付加算金	90,627	85,437	5,190
	繰出金	15,488	17,258	▲ 1,770
	小 計	106,115	102,695	3,420
予備費	予備費	0	0	0
歳 出 合 計		3,245,722	3,233,832	11,890

5 介護保険事業所の指定更新について（県指定）

事業所名	サービスの種類	更新年月日 有効期間満了日
訪問介護事業所 ひまわり	訪問介護	令和元年9月1日 令和7年8月31日
ニチイケアセンター 阿久根	訪問介護	令和元年11月1日 令和7年10月31日
介護老人保健施設 グリーンフォレスト みかさ	介護老人保健施設	令和2年4月1日 令和8年3月31日
グリーンフォレスト みかさ 訪問看護ステーション	訪問看護	令和2年4月1日 令和8年3月31日
阿久根訪問看護 ステーション	訪問看護	令和2年4月1日 令和8年3月31日
介護老人保健施設 回生苑	介護老人保健施設	令和2年4月1日 令和8年3月31日
特別養護老人ホーム 桜ヶ丘荘	短期入所生活介護 介護老人福祉施設	令和2年4月1日 令和8年3月31日
聖園老人ホーム	特定施設入居者生活介護、 介護予防特定施設入居者 生活介護	令和2年4月1日 令和8年3月31日
社会福祉法人阿久根市 社会福祉協議会訪問入 浴介護事業所	訪問入浴介護	令和2年4月1日 令和8年3月31日
社会福祉法人阿久根市 社会福祉協議会訪問介 護事業所	訪問介護	令和2年4月1日 令和8年3月31日
デイサービスセン ター翠香苑	通所介護	令和2年4月1日 令和8年3月31日
株式会社タートル シルバーショップ 雅鹿児島店	福祉用具貸与	令和2年4月1日 令和8年3月31日

6 介護予防・生活支援総合事業所の指定状況について（市指定）

（1）訪問型介護サービス

・ 訪問型相当サービス事業所指定

市 内	阿久根市社会福祉協議会 訪問介護事業所
	ヘルパーステーションうきぐも阿久根
	訪問介護事業所 ひまわり
市 外	ヘルプサービスはまかぜ園
	J A鹿児島いずみ指定訪問介護事業所
	ふくしサービスセンター愛ちゃん
	(株)ティー・シー・エス訪問介護事業所
	ヘルパーステーションいこい長島
	コミュニティケアいずみ 野田サテライト
	ヘルパーステーションさくら彩
	訪問介護 はる風
ヘルパーステーション 美都	

・ 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）指定事業所

市 内	阿久根市社会福祉協議会 訪問介護事業所
	ヘルパーステーションうきぐも阿久根
	訪問介護事業所 ひまわり
市 外	ヘルプサービスはまかぜ園
	J A鹿児島いずみ指定訪問介護事業所
	コミュニティケアいずみ 野田サテライト

（2）通所型介護サービス

・ 通所型相当サービス事業所指定

市 内	デイサービスセンター翠香苑
	デイサービスセンター緑風荘（休止中）
	デイサービス桃の家
市 外	デイサービスセンターはまかぜ園
	J A鹿児島いずみ指定通所介護事業所
	デイサービスセンター リハシップあい西出水
	レストケア出水・デイイブニングセンター癒
	デイサービスセンター あした天気になあれ
	デイサービスセカンドライフ
	デイサービス はる風
	デイサービスセンター和
デイサービスセンター野田の郷	

・ 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）指定事業所

市 内	デイサービスセンター翠香苑
	デイサービスセンター緑風荘（休止中）
市 外	デイサービスセンターはまかぜ園
	J A鹿児島いずみ指定通所介護事業所

地域密着型サービス運営委員会 資料

目次

- 1 市指定施設について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
- 2 運営指導について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 頁
- 3 施設整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 頁

1 市指定施設について

(1) 市内

令和7年7月1日現在

事業所名	サービスの種類	定員	指定年月日	有効期間満了日
グループホーム はまゆう	認知症対応型共同 生活介護	18名	令和6年3月21日	令和12年3月20日
グループホーム 桃の家	認知症対応型共同 生活介護	18名	令和2年6月12日	令和8年6月11日
グループホーム はまなす	認知症対応型共同 生活介護	18名	令和2年6月13日	令和8年6月12日
ふれあいホーム 花	認知症対応型共同 生活介護	18名	令和4年3月3日	令和10年3月2日
グループホーム ポインタ	認知症対応型共同 生活介護	9名	令和4年5月24日	令和10年5月23日
小規模多機能ホーム 昴和苑	小規模多機能型 居宅介護	29名	令和6年4月1日	令和12年3月31日
小規模多機能ホーム コミュニティの杜	小規模多機能型 居宅介護	25名	令和6年4月1日	令和12年3月31日
小規模多機能ホーム 希望の杜 脇本	小規模多機能型 居宅介護	29名	令和元年9月1日	令和7年8月31日
特別養護老人ホーム 満青	小規模介護老人 福祉施設	29名	令和元年10月1日	令和7年9月30日
特別養護老人ホーム あかり	小規模介護老人 福祉施設	29名	平成26年11月1日	令和8年10月31日
デイサービス 桃の家	地域密着型通所介護	18名	令和2年2月1日	令和8年1月31日
デイサービスセンター 緑風荘	地域密着型通所介護	18名	令和2年4月1日	令和8年3月31日
阿久根市社会福祉 協議会	居宅介護支援事業所	-	令和2年4月1日	令和8年3月31日
K I Cプラン	居宅介護支援事業所	-	令和2年4月1日	令和8年3月31日
北国医院	居宅介護支援事業所	-	令和2年4月1日	令和8年3月31日
グリーンフォレスト みかさ	居宅介護支援事業所	-	令和2年4月1日	令和8年3月31日

(2) 市外

令和7年7月1日現在

事業所名	サービスの種類	定員	指定年月日	有効期間満了日
地域密着型介護老人福祉施設 はまかぜ園	小規模介護老人福祉施設	20名	令和2年4月1日	令和8年3月31日
レストケアいずみ・デイ ホスピスセンター蘭	地域密着型通所介護・ 療養通所介護	9名	令和7年6月1日	令和13年5月31日
レストケアいずみ・デ イホスピスセンター凜	地域密着型通所介護	9名	令和3年2月1日	令和9年1月31日
地域密着型通所介護 美里園	地域密着型通所介護	18名	令和3年7月31日	令和9年7月31日

※ 市外の施設については、施設所在市町村長と協議し、承諾のうえで指定・利用ができます。

2 運営指導について

運営指導とは

介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、介護保険法第23条、第78条の6、第115条の15、第115条の24の規定による報告及びそれに基づく措置として、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者に対して行う保険給付及び予防給付に係る地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス等の内容並びに介護給付等に係る費用の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として実施しています。

(1) 令和6年度実績

市単独運営指導

事業所名	サービスの種類	実施日
特別養護老人ホーム あかり	介護老人福祉施設	令和7年2月17日
グループホーム はまゆう	認知症対応型共同生活介護	令和7年2月18日
ふれあいホーム 花	認知症対応型共同生活介護	令和7年2月28日
K I Cプラン	居宅介護支援	令和7年3月1日

(2) 令和6年度縣市合同指導

事業所名	サービスの種類	実施日
悠和の里	サービス付き高齢者向け住宅	令和7年1月30日
真和苑	介護老人保健施設	令和7年2月13日

(3) 令和7年度実施計画

事業所名	サービスの種類	実施日
グループホーム 桃の家	認知症対応型共同生活介護	令和7年10月～ 令和8年2月
グループホーム はまなす	認知症対応型共同生活介護	
北国医院	居宅介護支援	

(4) 縣市合同指導

施設名	サービスの種類	実施日
未定		

3 施設整備について

- 第9期高齢者保健福祉計画期間中の施設整備
第9期高齢者保健福祉計画に基づき、看護小規模多機能型居宅介護の整備に係る施設整備を実施するため、事業者の公募を行いました。

【公募スケジュール】

期 間	内 容
令和7年6月2日から	市ホームページ掲載開始
令和7年6月20日まで	質問の受付期間
令和7年7月31日まで	応募受付期間

【補助金】参考：令和6年度

施設整備に関する事業費：15,000千円～39,600千円

空き家を活用した整備支援事業費：10,500千円

開設準備経費等支援事業費：989千円（1床あたり）

※ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた複合型事業所を創設し、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図るサービスです。

公募の結果、今回1法人から応募がありましたので、今後、選定に関する地域密着型サービス運営委員会を開催し、審査等を行っていただく予定としていますので、御協力をお願いいたします。

【参考】県内の看護小規模多機能型居宅介護施設（28か所）

鹿児島市	15
看護小規模多機能型居宅介護事業所みなみ風	
看護小規模多機能型居宅介護 星の街	
看護小規模多機能事業所フォーピース紫原	
看護小規模多機能型居宅介護ホーム サンテラス	
看護小規模多機能型居宅介護ホームサンテラス2	
キラメキテラス看護小規模多機能型居宅介護 麗	
ナカノ看護小規模多機能型居宅介護事業所	
看護小規模多機能 ついまでおつとめのあるホーム	
看護小規模多機能ホーム和心	
看護小規模多機能型居宅介護まごころ照国	
看多機ホーム きずなの里一倉	
看多機かえりえ高見馬場	
看護小規模多機能ホーム 和だち	
看護小規模多機能型居宅介護事業所 みま森	
★かんたきウエルカム	
枕崎市	1
看多機ほ一む かろん	
南さつま市	2
看護小規模多機能ホーム友輪	
看護小規模多機能ホーム和が家	
霧島市	1
ケアプランセンター 集	
薩摩川内市	2
看多機ひなた	
★看護小規模多機能施設 懐風舎	
南九州市	1
看護小規模多機能ホーム音野舎	
始良市	3
しあわせの杜・ケアレジデンス お福	
看護小規模多機能ホームにしきえ	
看護小規模多機能ホームぷらす	
肝属郡東串良町	1
看護小規模多機能ホーム 南の太陽	
肝属郡肝付町	1
看護小規模多機能ホーム 南の花	
肝属郡錦江町	1
看護小規模多機能ホーム宝樹	

★は 新規公表事業所（鹿児島県介護保険指定事業所一覧）

令和7年度 第1回

地域包括支援センター運営協議会資料

[目 次]

- | | | | | |
|---|-------|---------------------|-------|----|
| 1 | 令和6年度 | 地域包括支援センターの事業実績と評価 | …………… | 1 |
| 2 | 令和6年度 | 地域包括支援センターの歳入歳出決算状況 | …………… | 12 |
| 3 | 令和7年度 | 阿久根市地域包括支援センター運営方針 | …………… | 13 |

1 令和6年度 地域包括支援センターの事業実績と評価

(1) 総合相談支援業務

高齢者や関係機関からの多種多様な相談に対し、関係機関と連携し、速やかに適切な機関・制度・サービスへとつなぐとともに、継続的なフォローを行っている。

また、地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者の情報収集を行っている。

「複雑な問題がある」「支援拒否や既存のサービスでは適切なものがない」などの困難事例を把握した場合は、実態把握の上、職員が連携して対応策を検討し、地域ケア会議も活用しながら、対策を講じている。

【総合相談件数】（表1）

年 度	相 談 実 人 員	相 談 延 人 員	延 べ 件 数
R 5	102人 (うち訪問：41人)	265人 (うち訪問：88人)	285件 (うち訪問：88件)
R 6	94人 (うち訪問：56人)	277人 (うち訪問：112人)	315件 (うち訪問：114件)

【相談の形態】（表2）

[単位：件]

年 度	電 話	来 所	訪 問	そ の 他	合 計
R 5	120	44	88	33	285
R 6	132	52	114	17	315

【相談者内訳】（表3）

[単位：件]

年 度	本 人	家 族	関 係 者	医 療 機 関	施 設	行 政	そ の 他
R 5	105	77	48	19	19	13	12
R 6	98	145	30	33	17	9	6

【相談内容別】（表4）

[単位：件]

相 談 内 容	相 談 件 数	
	R 5 年 度	R 6 年 度
① 介護サービス	59	72
② 福祉サービス	6	9
③ 医療サービス	5	15
④ 認知症	57	98
⑤ 成年後見	10	1
⑥ 消費者被害	1	0
⑦ その他（金銭管理・困難事例など）	34	28
⑧ 高齢者虐待	32	21
⑨ その他	81	71
合 計	285	315

■ 評価

令和6年度における総合相談支援業務の対応は、保健師1人、社会福祉士1人、看護師2人を中心に行った。

相談件数は前年度より微増。相談内容は、認知症高齢者に関する事例、身近に支援者がいない事例、8050問題など家族に関する事例、医療・福祉分野だけでなく、警察や消防等との連携が必要な事例など、複雑多岐にわたるものであった。それらの事例を同時に対応しつつ、状況確認のため頻回訪問しなければならない場合も多く、問題解決に相当の時間を要している。

今後も相談内容は複雑多岐にわたる事例が多いと予想されるため、関係機関との連絡調整やネットワーク構築を行うとともに、地域の見守り体制を強化していく必要がある。

(2) 権利擁護業務

高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、権利擁護に関する啓発、高齢者虐待の対応、成年後見制度の活用促進、消費者被害の防止等、高齢者の権利擁護のための支援等を行った。特に、高齢者虐待は未然防止と早期発見が最も重要であり、これらに関する情報の周知に努めている。

■ 評価

高齢者虐待は未然防止と早期発見が最も重要であるため、今後も継続して情報提供及び周知に努めるとともに、居宅介護支援事業所や民生委員、警察署などの関係機関と連携して情報を共有し、高齢者が虐待や権利被害に遭わないよう支援を行っていく必要がある。

また、高齢者虐待は問題が複雑化してきており、本人の認知症や精神疾患に起因するものだけでなく、介護者自身の精神疾患や金銭的な問題なども要因となっている場合が多く、本人の擁護と同時に介護者への支援も行っていく必要がある。

さらに、認知症や知的障がいなどにより判断能力が十分でない方々の擁護と支援のため、成年後見制度中核機関と更なる連携を図り、成年後見制度の広報、相談体制の充実強化を推進していく必要がある。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者等が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続するために、介護支援専門員や主治医、地域の関係機関等との連携、在宅と施設の連携など、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的に実施している。

また、居宅介護支援事業所等の介護支援専門員の後方支援として相談を随時受け付け、支援困難な事例等については、関係者を集めた多職種による地域ケア個別会議を開催して問題解決を図っていく。

【介護支援専門員からの相談実績】（表5）

[単位：件]

年 度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
R 5	1	1	0	0	1	2	0	0	1	0	0	1	7
R 6	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5

■評 価

介護支援専門員研修会については、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されて以降は、顔の見える関係づくりを推進するため会場参集型で開催している。

令和6年度は、居宅介護支援事業所だけでなく、小規模多機能型居宅介護事業所や福祉用具事業所等にも参加していただいた。

引き続き、居宅介護支援事業所等の介護支援専門員が相談しやすい環境づくりを推進していく必要がある。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

ア 介護予防・日常生活支援総合事業及び指定介護予防支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援認定者を対象に、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けることができるよう関係機関と連携を図るとともに、地域支援事業や介護保険サービス等の利用により高齢者自身が目標を持ち、要支援・要介護状態の予防や重症化の予防、改善を目的とした自立支援型の介護予防ケアマネジメントの実施に努めた。

【予防給付実績】（表6）

[単位：件]

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
直営	173	190	195	200	199	196	196	199	203	198	198	201	2,348 (285)
委託	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	5 (▲7)
総合事業	55	47	45	49	51	50	48	48	51	55	54	51	604 (▲200)
月計	229	238	241	250	251	246	244	247	254	253	252	252	2,957 (78)
うち新規	7	12	12	11	8	7	5	10	9	8	6	10	105 (19)

※月：サービス提供月。合計欄の（ ）数値は、前年実績からの増減

■評 価

予防給付及び総合事業の対象者でサービス利用意向のある者に対し、介護予防サービス計画を作成し、自立支援のための適切なサービス等が利用できるよう、関係機関との連絡調整を図った。

要支援認定者は、令和7年3月末現在 357 人であるが、ケアプランの作成件数は、月平均 246 件程度（前年比 6 件増）となっている。

この差の要因は、住宅改修や福祉用具購入のみでケアプランの作成を要しなかったり、本人・家族等の都合によりサービスの利用につながらなかったりしたためであるが、介護予防、重症化予防の視点から、サービスの利用や継続的な見守りが必要な者に対しては他の社会資源を活用するなど、十分な支援が図られるよう努めていく必要がある。

イ 介護予防事業対象者把握事業及び支援

生活機能の低下があり、要介護状態等となる可能性があるとして認められた高齢者に積極的な介護予防の取組を勧めることを目的としている。

高齢者の集いの場や後期高齢者被保険者資格証の交付時などに基本チェックリストを実施し、対象者の把握を行うとともに、結果の説明や介護予防に関するパンフレットの配布、ころばん体操教室やたけのこ教室の案内を行っている。

■ 評価

今後、高齢者が集まる場所に出向き、基本チェックリストを行うとともに、検査結果の見方の説明を繰り返し行い、運動、口腔、栄養に対する一体的な介護予防につながる取組を積極的に行っていく必要がある。

また、地域の行事等に参加をしていない、あるいは参加することができない高齢者について、区長や民生委員、在宅高齢者福祉アドバイザー、ころばん体操教室やいきいきサロンの協力員等から情報収集・把握を行い、閉じこもりがちな高齢者が要介護状態等になることを未然に防ぐ取組を行っていく必要がある。

ウ 一般介護予防

○ 介護予防複合プログラム業務（たけのこ教室）

65 歳以上の高齢者を対象に実施した基本チェックリストの中で、運動、口腔、栄養、閉じこもり、物忘れ又はうつの 6 つの項目で 1 項目以上の該当項目がある者を対象に、生活機能の低下を予防するため、①運動器の機能向上、②口腔機能向上、③栄養改善、④その他プログラムを運動教室において複合的に実施した。

令和 6 年度は、1 クールを 16 回とし、2 か月おきに新規の対象者が参加できるよう呼びかけを行い、教室修了後も自宅での運動習慣が継続し、日常生活が送れるよう支援を行った。令和 7 年 3 月末現在で、参加者実人数 67 人、延べ 755 人、出席率 86.1%であった。

■ 評価

教室開始時と修了時に行う評価において、運動・口腔・栄養の状態の維持、改善が見られることから、介護予防を意識した生活を主体的に送ることにつながっていると考えられる。

また、参加者の6割程度はころばん体操教室に参加している者だが、たけのこ教室の参加をきっかけにころばん体操教室にも参加するようになる方もおり、介護予防意識の向上が、運動の継続や人との交流の継続につながっている。

○ 地域介護予防活動支援事業（ころばん体操教室）

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で元気に暮らせるよう、公民館等で気軽に参加でき、住民主体で健康づくりや介護予防に取り組む、ころばん体操教室の活動支援を行っている。

教室を運営する協力員向け研修会には147人の参加があり、一時的な協力員の不足に対する支援についての説明、健康運動指導士によるレクリエーション指導を実施した。

また、ころばん体操に参加する者が地区を越えて交流を図る、ころばん体操参加者交流会を開催し、180人の参加があった。体操参加者同士が交流を深めたほか、各地区が実践しているレクリエーションを知る機会となり、各地区での活動の更なる充実につながる会となった。

新型コロナウイルス感染症の影響による、活動自粛期間に参加登録者の体力低下を防ぐために始まった「ころばん体操新聞」は、全地区活動再開となった今年度においても、各区ころばん体操の取組、体力測定平均値、脳トレなどを掲載し作成・配布を行っている。

【地区別実施状況】（表7）

令和7年3月31日現在

地区名 (地区数)	実施 箇所	登録 者数	高齢者数	高齢 化率	高齢者 実施割合	高齢者 介護認定率
大川(6区)	5区 7か所	106人 (12)	736人 (▲58)	61.5% (0.9)	14.1% (2.3)	24.7% (0.1)
西目(7区)	5区 5か所	76人 (3)	573人 (▲39)	58.0% (0.2)	12.9% (1)	18.5% (▲0.1)
鶴川内(9区)	3区 2か所	24人 (2)	263人 (▲9)	48.5% (2.1)	9.1% (1)	18.3% (▲3.8)
田代(4区)	4区 3か所	31人 (1)	87人 (▲7)	75.0% (5.9)	35.6% (3.7)	24.1% (▲1.4)
市街地(11区)	10区 10か所	202人 (0)	2,299人 (▲30)	37.4% (0.6)	8.6% (▲0.1)	20.7% (▲1)
赤瀬川(6区)	6区 6か所	103人 (2)	1,027人 (21)	38.7% (1.6)	9.8% (▲0.2)	17.6% (0.4)
山下(4区)	2区 2か所	37人 (▲4)	501人 (▲20)	53.7% (▲0.3)	7.2% (▲0.7)	23.0% (▲0.6)
折多(9区)	6区 6か所	75人 (▲3)	578人 (0)	40.1% (1.3)	12.8% (▲0.7)	19.6% (▲4.9)
脇本(21区)	14区 14か所	210人 (8)	1,661人 (▲39)	43.5% (0.9)	12.5% (0.6)	20.3% (▲0.2)
施設等	—	—	141人 (▲1)	85.5% (▲0.6)	—	36.2% (5.2)
合計(77区)	55区 55か所	864人 (21)	7,866人 (▲40)	43.7% (1.1)	11.0% (0.3)	20.7% (▲0.5)

※（ ）の増減数はR6.3月末データとの比較。

■評価

公民館等で住民主体の運営による体操教室を開催することで、住民の介護予防への意識が高まるとともに、地域住民同士の交流が生まれ、声かけや見守り活動など、地域の互助活動の輪が広がっている。令和6年度では、未実施の5地区に住民説明会を開催し、うち1地区が新たに体操教室を開催する運びとなった。

その一方、新たな協力員の確保が課題となっている地区が増えてきているため、地域を越えて運営をサポートするころばんサポート体制の確立や、公民館等に限らず、民家など少人数で行える方法の検討・提案、介護サービスが必要になっても地域の人の交流が続けられる環境づくりが必要である。

(5) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

ア 地域ケア会議の開催

新規の総合事業対象者や要支援認定者、福祉用具の軽度者申請、住宅改修事例についての地域ケア個別会議を定期開催（月2回）している。

地域ケア個別会議では、作業療法士や理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士、生活支援コーディネーター、薬剤師及び保険者に参加いただき、多職種の専門的な視点に基づくアセスメントや地域の情報を共有することで、介護支援専門員のアセスメントの質の向上やネットワーク構築、地域の情報を知り得る機会となっている。

支援困難事例については、事案が発生した場合に直ちに介護保険サービス事業所や介護支援専門員、区長・民生委員等の地域住民など関係者に出席を求め開催することとしている。

地域ケア会議代表者会については、より多くの代表者に参加していただくため、WEBと現地を併用して開催し、地域包括支援センターの業務で個別に受けた相談事例や市内の介護支援専門員から受けた相談業務等の支援困難な事例等から見えてきた地域の課題を抽出し、委員から意見を聴取した。

■ 評価

地域ケア個別会議は、多職種によるケース検討を行うことで、サービスの適正化や地域課題の共有が図られ、ネットワーク構築や介護予防ケアマネジメントの質向上にもつながっている。

また、会議の効率的な運営については、会議の目的の共有化を図るとともに、今後も運営方法について改良を図っていく必要がある。

なお、地域課題の解決については、今後も地域ケア個別会議等を通じて抽出した地域課題を地域ケア会議代表者会へ提案し、課題解決へ向けての方策について鋭意検討を進める必要がある。

イ 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けた関係者の連携推進を目的としている。

平成28年度から公益社団法人出水郡医師会に委託し、出水郡医師会広域医療センター内にある「在宅医療・介護支援センター（INAサポートセンター）」を中心に、地域の医療・介護サービス資源の把握や在宅医療・介護連携の課題の抽出、在宅医療・介護サービスの情報共有の支援、在宅医療・介護関係者の研修、地域住民への普及啓発などを実施している。

令和6年度は、終活をテーマとした映画「お終活 熟春！人生百年時代の過ごし方」の上映会を風テラスあくねで開催し、269名の方が鑑賞された。アンケート結果も好評であり、ACP（人生会議）について考える契機となった。

また、通いの場におけるACPについての出前講座の開催や、出水地区の医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、介護施設等を対象に「在宅看取りの現状調査」を実施した。

そのほか、INAサポートセンターのホームページやマイライフノート（エンディングノート）の大幅リニューアル、看取りに関するパンフレットの作成、お口に関する相談窓口の設置等に取り組んだ。

■ 評価

出前講座や映画上映会などによるACPの普及啓発では、将来について考える機会となったとの意見が多く、今後も継続して取り組んでいく。

また、集合形式で開催した、医療・介護合同会議や多職種交流研修会等では、顔の見える関係づくりの構築が推進されるとともに、互いの業務内容や必要とする情報等について共有することができ、多職種による医療・介護連携の推進が図られた。

ウ 生活支援体制整備事業

高齢者や地域住民が生活支援の担い手として社会的役割を持ちながら社会参加し、生活支援サービスを提供することで、生きがいつくりや介護予防につなぎ、地域コミュニティの再生を図ることを目的とし、阿久根市社会福祉協議会に委託して実施している事業であり、生活支援コーディネーターを市内全域の第1層に1人、市内を北部と南部に分けた第2層に2人配置し、住民からのニーズの聞き取りや、ボランティアグループとのマッチングを行っている。

令和2年度から社会福祉法人善き牧者会聖園老人ホームの支援協力により運行している「川畑中区ドライブサロン事業」については、令和6年度から隣区の中屋敷区も参加している。

また、事務局を阿久根市社会福祉協議会に置く有償ボランティアグループ「ちょこっと世話やき隊」事業については、令和7年3月末現在で23人が隊員として登録しており、草払いやゴミ出し支援、自宅内の清掃など、フォーマルサービスでは届きにくい部分の高齢者の生活支援を行っている。年2回、連絡会を開催し、地域の課題やニーズについてどのような取組ができるのか意見交換するなど、活動の活性化を図っている。

食を通じた地域とのふれあいにより、子どもの食育や居場所づくり、高齢者など地域住民の交流拠点となることが期待される「ちいき食堂」の取組が2つの団体で行われ、その活動支援を行った。

■ 評価

「ちょこっと世話やき隊」の知名度が上がるにつれ、問い合わせ件数も徐々に増加してきている。フォーマルサービスが届かない部分について、おおよそ30分で出来る範囲の支援を行っているが、範囲外の要望も増えてきており、他のサービス資源を紹介するなどして対応している。

ドライブサロンやちいき食堂については利用者から大変好評であり、今後も継続して取り組むとともに、他の地域での事業実施の可能性について協議・検討していく必要がある。あわせて、買い物等の付添支援について調査・検討していく必要がある。

(6) 認知症施策の推進

ア 認知症総合支援事業

○ 認知症初期集中支援推進事業

認知症の疑いのある方や認知症の方及びその家族に早くから関わり、早期診断・早期対応につなげ、必要なサービスを検討し、適切なサービスにつなげることを目的としている。

本市においては、認知症初期集中支援チームと総合相談支援業務の職員が同一であるため、より迅速に対応可能な総合相談支援業務で対応しており、令和6年度における初期集中支援推進事業の実績はゼロ件となっている。

○ 認知症地域支援推進員設置事業

認知症の人とその家族を総合的に支援する認知症地域支援推進員を地域包括支援センター内に配置している。

○ 認知症ケア向上推進事業

認知症の方やその家族の方が地域の方と交流する場として、また、認知症になっても住み慣れた地域で安心して過ごせる地域づくりを語る場として、おれんじカフェ（認知症カフェ）を開催している。毎月1回、市内3か所で開催しており、風テラスあくねで「おれんじカフェよかよか」、脇本馬場地区の憩い場ひまわりで「おれんじカフェひまわり」、大川地区のより処“きてん”で「おれんじカフェうかわ」（令和7年度からは大川地区公民館で「おれんじカフェおおかわ」）を実施している。令和6年度は計31回の開催、延べ465人の参加となっている。

○ あくね認知症見守りネットワーク事業

令和6年9月から開始した事業で、事前申請により登録された認知症の方（疑いも含む）の情報を、警察・消防・市役所・区長・民生委員の間で共有し見守りを強化するほか、行方不明となった際に、地域住民や協力機関の協力を得て、早期発見の可能性を高める取組である。

令和6年度末時点で、事前登録者1名、協力機関登録数61機関。

■ 評価

上記理由により実績のなかった認知症初期集中支援チームについては、今後もより迅速な対応を優先していくが、専門医の知見を必要とする場合は認知症初期集中支援推進事業として対応し、適切な判断の下、支援を行っていく。

認知症カフェは参加者が徐々に増えてきており、各地域に認知症の正しい理解と認知症予防の取組が広がっている。今後も、活動が継続・拡大されるよう支援を行いつつ、住民主体で運営ができる方法等について検討・協議していく必要がある。

あくね認知症見守りネットワーク事業においては、継続して事業の周知を図るとともに協力機関となった各機関に認知症サポーター養成講座を実施するなど、認知症の正しい理解や認知症の方への正しい接し方などを周知していく必要がある。

イ 若年性認知症に対する支援

若年性認知症に対する理解を深めてもらうため、市役所窓口等においてパンフレットの配布に取り組んだ。

令和6年度の認知症疾患医療連携協議会において、相談支援事業所とケアマネジャーが連携して医療機関受診につなぎ、若年性認知症と診断されたケースが1件あったとの報告があった。

ウ 認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発の推進

認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発推進のため、9月の「認知症を理解し一緒に歩む県民週間」において、市役所ホールや市内医療機関でパネル展示を行った。また、市内医療機関1か所にて、パネル展示と同時に認知症に関する動画上映と個別相談会を実施するなど、普及啓発を行った。

また、令和6年度では、市内の中高生が作成した認知症に関する四コマ漫画とその場面の解説を掲載したチラシの作成や、市の公式LINEやホームページへの掲載などの新たな取組を行い、幅広い世代への普及啓発を行った。

加えて、令和7年2月に、阿久根市総合体育館において、市民向けの認知症予防講演会を開催し、194人の参加があった。

エ 認知症支援体制の整備と認知症高齢者を介護する家族への支援

地域のキャラバン・メイトと連携し、認知症を理解してもらい、認知症の方やその家族を地域で見守り、支援する体制を構築するため、地域や高齢者学級、事業所等のほか、中高生の授業や放課後児童クラブ等でも認知症サポーター養成講座を開催している。令和6年度は、市役所、高校、中学校、児童クラブ、地域などで認知症サポーター養成講座を計8回開催し、295人の参加となった。

また、認知症高齢者を介護する家族への支援として、認知症家族介護者交流会「かたろかい」を、認知症介護指導者や介護経験者を招いて10月と3月に開催し、9人の参加があった。当日は、参加者が介護で感じる思いを自由に話す場とし、認知症介護指導者や介護経験者により、参加者が介護をする中で感じる疑問への助言や、思いへの傾聴がなされるなど、介護者の精神的負担の軽減を図ることができた。

■ 評価

9月の県民週間や認知症サポーター養成講座を中心に、認知症に関する正しい知識を普及啓発している。令和6年度に実施した、市内中高生が作成した四コマ漫画やSNSを活用した新たな試みは、より広い世代への普及啓発が図れたものと評価できる。認知症の人も暮らしやすい地域づくりを推進するため、今後も継続して工夫を凝らし、広い世代への普及啓発を行う必要がある。

また、認知症の方を介護する方への支援は欠かせないものであるため、参加者の精神的負担の軽減が図れている認知症家族介護者交流会について、より多くの方に参加していただけるよう、周知に努める必要がある。

(7) 職員体制及び事務分掌（令和7年8月1日現在）

職 名	人 数	事 務 分 掌	備 考
所長	1人	地域包括支援センターの総括	介護長寿課長 兼務
地域包括支援係長	1人	庶務・予算・運営全般の掌握 地域支援事業交付金事務に関すること 在宅医療・介護連携推進事業に関すること 各種調査に関すること	職員
保健師 （主任介護支援専門 員）	1人	地域ケア会議 介護予防給付及び介護予防ケアマネジメント業 務等 介護予防サービス提供票、予防給付費等に 係 る請求事務等に関すること 包括的・継続的ケアマネジメント業務 地域包括支援システムの運用管理	職員
保健師	1人	認知症初期集中支援チームに関すること 認知症地域支援ケア向上推進事業 認知症サポーター養成講座等に関すること 認知症カフェに関すること 総合相談支援業務等	職員
管理栄養士	1人	高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業に関 すること 地域介護予防活動支援事業に関すること 介護予防把握事業 介護予防普及啓発事業に関すること	職員
社会福祉士	1人	総合相談支援業務に関すること 権利擁護事業に関すること 在宅医療・介護連携推進事業 生活支援体制整備事業 出前講座等に関すること 地域ケア会議	職員
介護支援専門員 ※主任介護支援専門 員の有資格者1人 を含む	※6 人	介護予防給付及び介護予防ケアマネジメント業 務等 認知症初期集中支援チームに関すること	会計年度任用 職員
看護師	1人	地域介護予防活動支援事業に関すること 介護予防対象者把握に関する業務 介護予防事業 介護予防普及啓発事業に関すること	会計年度任用 職員
看護師	1人	認知症初期集中支援チームに関すること 認知症地域支援ケア向上推進事業 認知症サポーター養成講座等に関すること 認知症カフェに関すること	会計年度任用 職員
健康運動指導士	1人	地域介護予防活動支援事業に関すること	会計年度任用 職員
生活支援コーディネ ーター	1人	生活支援体制整備事業に関すること	会計年度任用 職員
合 計	16 人		

2 令和6年度 地域包括支援センターの決算状況

■令和6年度介護保険特別会計 介護サービス事業勘定

【歳入】

[単位：円]

款	項	当初予算額	補正額	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
1 介護サービス収入	1 介護予防給付費収入	8,852,000	0	8,852,000	10,615,220	10,615,220	0
	2 介護予防・日常生活支援総合事業費収入	3,859,000	0	3,859,000	2,760,440	2,760,440	0
	小計	12,711,000	0	12,711,000	13,375,660	13,375,660	0
3 繰入金	1 一般会計繰入金	7,824,000	▲ 1,822,000	6,002,000	5,000,000	5,000,000	0
	小計	7,824,000	▲ 1,822,000	6,002,000	5,000,000	5,000,000	0
4 繰越金	1 繰越金	1,000	1,145,000	1,146,000	1,146,336	1,146,336	0
	小計	1,000	1,145,000	1,146,000	1,146,336	1,146,336	0
5 諸収入	2 雑収入	97,000	0	97,000	96,361	96,361	0
	小計	97,000	0	97,000	96,361	96,361	0
歳入合計		20,633,000	▲ 677,000	19,956,000	19,618,357	19,618,357	0

【歳出】

[単位：円]

款	項	当初予算額	補正額	予算現額	支出負担額 為	支出済額	配当予算額 残
1 総務費	1 総務管理費	20,133,000	▲ 677,000	19,456,000	19,424,843	19,424,843	31,157
	小計	20,133,000	▲ 677,000	19,456,000	19,424,843	19,424,843	31,157
2 介護予防サービス事業費	1 介護予防給付事業費	400,000	0	400,000	158,020	158,020	241,980
	小計	400,000	0	400,000	158,020	158,020	241,980
3 予備費	1 予備費	100,000	0	100,000	0	0	100,000
	小計	100,000	0	100,000	0	0	100,000
歳出合計		20,633,000	▲ 677,000	19,956,000	19,582,863	19,582,863	373,137

3 令和7年度 阿久根市地域包括支援センター運営方針

I. 方針の策定

この「阿久根市地域包括支援センター運営方針」は、介護保険法第115条の47に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的考え方や業務推進の方針等を明確にするとともに、センター業務の円滑かつ効果的な実施に資するために策定する。

II. センターの設置目的

高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域において生きがいをもって自立した日常生活が送れるよう「医療」「介護」「介護予防」「住まい」及び「生活支援サービス」が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進し、高齢者一人一人に合ったサービスや地域資源を活用しながら、いつまでもその人らしい生活ができるよう支援する必要がある。

センターは、その目的を達成するため、市民の心身における健康の保持及び生活の安定のために必要な相談・援助を行うとともに、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を図り、包括的に支援することを目的として設置する。

III. 運営上の基本的視点

1 地域包括ケアシステムの構築

市では、令和6年3月策定の第9期阿久根市高齢者保健福祉計画の基本理念「支え合い生き生きと暮らせる健やかなまち」のもとに5つの基本目標

- ① 地域包括ケアシステムの深化と推進
- ② 健康づくり・生きがいづくりからの介護予防
- ③ 生活支援体制の整備と充実
- ④ 介護人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進
- ⑤ 介護保険制度の持続可能な運営に向けて

を掲げている。この計画に基づき、関係機関と連携し、取組を進めるものとする。

2 地域におけるネットワークの活用

地域の住民、サービス利用者や介護サービス事業者等の意見を幅広くくみ上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて地域の特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟なセンターの運営を行う。

支援を必要とする高齢者を見出し、高齢者が介護サービスや保健・福祉・医療サービス等を適切に利用できるよう、センターを中心に、介護サービス事業者、医療機関、民生委員・児童委員、日常生活支援に携わるボランティア、その他地域における関係者と連携し、継続的な見守りを行いつつ、高齢者支援のためのネットワーク構築を図

り、閉じこもり等による廃用症候群の予防に資するほか、虐待等困難事例について早期に発見し、介入あるいは、見守り活動を推進する。

3 チームアプローチによる推進

センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等はそれぞれの専門性を発揮するとともに、連携・協働しながら、相談者等の個々の事情や思いを十分に把握した上でチームとして検討・協議を行い、個別課題や地域課題の解決及び活動の推進に努める。

4 市関係部局との連携

地域の高齢者の総合相談に対して、適切に保健福祉の推進が図れるよう、市関係部局と連携し、相談支援等を行うものとする。

5 公平・中立性の確保

センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正かつ中立性を確保した事業運営を行うものとする。

6 センターの運営評価等

市は、地域包括支援センター運営協議会において、センターの運営に対する評価等を審議し、常にセンターの機能強化が図れるよう支援を行うものとする。

IV. センターの機能強化方針

1 機能強化の考え方

医療介護総合確保推進法により、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」が求められ、更には今後の高齢化の進展に伴い、複雑・多様化する相談に対応することによる業務量の増大等から、センターの機能強化が必要となっている。

より身近な場所で相談支援ができる環境を整え、高齢者の在宅生活を包括的に支援できるネットワークの構築を進める。

2 センターの運営方針

(1) 事業計画の策定

センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、創意工夫した事業運営に努める。

また、事業計画は市民に対して分かりやすく広報するものとする。

(2) 設置場所

地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者がアクセスしやすい市役所に事務所を設置する。

(3) 職員体制

職員体制は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種及び高齢者人口に合わせて「阿久根市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」の配置基準に基づき、職員を配置する。

(4) センターの職務

地域包括ケアシステム構築のため、その中核機関としての役割を常に意識し、市における日常生活圏域全体のニーズ・課題を把握する。

また、日常生活圏域の実情に応じて重点課題・重点目標を設定し、各圏域の特性に応じた事業運営を行う。

各年度の目標を設定し、目標達成に向けての事業運営に努めるとともに、年度ごとに目標に対する事業の評価を行う。

上記評価を地域包括支援センター運営協議会に諮り、その結果を踏まえ、次年度に向けた問題解決方法を検討する。

(5) 職員の姿勢

地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための「自立支援」であることを念頭に置いて業務を遂行する。

(6) 職員の資質の向上

専門性の維持向上を目的に、研修会の開催や参加、参加後の情報共有などの取組を積極的に行う。

(7) 書類の整理

年度ごとの事業計画・実績報告書を作成するとともに、相談記録や関係文書等の情報を適切に管理し、保管する。

(8) 苦情対応

苦情を受けた場合は、その内容及び対応等を記録し、相談・報告など適切に対応する。

(9) 緊急時の体制

センターの開設時間外においても、緊急時に連絡が取れる連絡体制や連絡網等を整備する。

(10) 個人情報の保護

阿久根市情報公開条例及び阿久根市個人情報保護法施行条例を遵守し、個人情報が業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れたりすることのないように、相談記録や関係文書等を適切に管理するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護を徹底する。

V. 具体的な業務

1 介護予防ケアマネジメント業務

地域の高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、適切なアセスメントの下、本人の主体的な活動と生活の質の向上を目指すための支援に努める。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）は、法第

115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者（平成27年3月31日厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストに該当する者。以下「基本チェックリスト該当者」という。）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境、その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

(2) 介護予防事業対象者把握事業及び支援

高齢者が集う場の機会を生かし基本チェックリストを実施し、将来、介護が必要となる可能性の高い高齢者を把握する。

また、必要に応じて介護予防に関する情報の提供や介護予防教室などを開催し、介護予防の取組を効果的に実施する。

(3) 一般介護予防

地域介護予防活動支援事業は、地域づくりによる介護予防事業として、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減、悪化防止のため、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような住民主体の介護予防を推進する。また、既存の通いの場が継続される支援を行う。

2 総合相談支援業務

(1) 地域におけるネットワークの構築

ア センターの業務を適切に実施していくために、また業務への理解と協力を得るために、パンフレットや広報紙を作成して、様々な場所や関係機関へ配布等を行い、地域住民及び関係者へ積極的に啓発する。

イ 地域におけるネットワークを活用したニーズ発見機能、相談連絡機能、支援機能、予防機能が円滑に機能するよう、センターとしてのネットワークの構築及び整備を行う。

ウ 構築したネットワーク及び既存のネットワークについて3職種で共有し、ネットワークが相互に連携できるよう意識した活動に取り組む。

エ 地域の課題や住民への支援については、地域の関係者や関係機関と連携を図り、ネットワークを有効に活用した解決方法に取り組む。

オ サービス事業所や専門相談機関等のマップを作成し、活用可能な機関・団体等の把握などを行う。

(2) 実態把握

ア 地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等について実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組む。

イ 地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者の情報収集を行う。

(3) 総合相談業務

ア 初期対応を適切に行い、問題を明確にした上で、適切な機関・制度・サービス

等につなげる。

イ 関係機関からの様々な相談について、迅速に対応し、報告するなど連携を図ることにより、信頼関係の構築に努める。

ウ 相談記録を速やかに作成し、緊急時には担当者が不在であっても対応できる体制を整える。

(4) 困難事例への対応

「複雑な問題がある」「支援拒否や既存のサービスでは適切なものがない」などの困難事例を把握した場合は、実態把握の上、職員が連携して対応策を検討し、地域ケア会議も活用しながら、対策を講じるものとする。

3 権利擁護業務

(1) 権利擁護に関する啓発

高齢者の虐待の防止や成年後見制度の活用、消費者被害の防止等に関する権利擁護について、関係機関・地域団体・各種事業所や住民等が理解を深め、権利侵害を防止するための啓発活動に取り組む。

(2) 高齢者虐待への対応

ア 地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより、早期発見及び虐待防止に取り組む。

イ 通報や相談等を受けた場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、福祉事務所や関係機関と連携を図り、適切に対応する。

ウ 虐待等から保護するため、老人福祉施設への措置が必要な場合には、福祉事務所や関係機関と連携を図り、適切に支援する。

(3) 成年後見制度

ア 認知症等により、判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用や金銭管理、法的行為などの支援のため、成年後見制度の活用を支援する。

イ 成年後見制度の利用が必要であると判断し、申立て可能な親族がいる場合には、関係機関の紹介等を行う。

ウ 成年後見制度の利用が必要であると判断したが、申立て可能な親族がない場合等は、市長申立てへつなげる。なお、成年後見制度の活用について総合的な相談を受け付ける中核機関を令和4年度に設置し、阿久根市社会福祉協議会に委託しており、連携して対応を進める。

(4) 消費者被害防止

ア 消費生活相談員や警察等の関係機関と連携して、消費者被害事例に対応できる体制を整備する。

イ 地域団体・関係機関との連携の下、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により、被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の拡大を防止するため、関係機関へ通報する。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

- ア 地域における包括的・継続的なケアを提供するため、関係機関との連携体制を構築し、介護支援専門員と関係機関等との連携を支援する。
- イ 地域の介護支援専門員が介護サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、情報共有を図る。

(2) 介護支援専門員に対する支援・指導

- ア 介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行う。
- イ 介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携の上、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。
- ウ 地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行う。
- エ 地域の介護支援専門員が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用する。

5 認知症施策の推進

高齢者等が認知症になっても尊厳を保ち、地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の住民等に対して、認知症についての正しい知識の普及啓発を行う。

また、認知症初期集中支援チームは、認知症が疑われる対象者に早期から関わり、必要な医療や適切なサービス等につなぎ、重症化の予防に努める。

(1) 関係機関との連携

- ア 認知症の人やその家族を支えるため、関係機関と連携を取りながら継続的な支援を行う。
- イ 認知症疾患医療センターやかかりつけ医等、早期発見・早期対応に向けた医療との連携・協力体制を整備し、認知症の人やその家族に相談先等の情報提供を行う。

(2) 地域の体制づくり

- ア 地域住民や関係機関が、認知症の人やその家族を地域で支え、見守ることができる体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及啓発等を行う。
- イ 地域のキャラバン・メイトと連携・協力し、自治会や事業所、小・中学生等の子どもたちやその保護者を対象とした認知症サポーター養成講座を開催し、「認知症サポーター」を養成する。

(3) 認知症の人やその家族への支援

- ア 認知症の人やその家族が集える場所等を提供することで、介護相談に応じ、必要な知識や情報を提供することにより、介護負担を軽減し、在宅介護を継続できるよう支援を行う。
- イ 令和6年度から実施している「あくね認知症見守りネットワーク事業」について周知を図り、認知症の人やその家族の精神的負担の軽減を図る。

6 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

介護サービスに限らず、地域の保健、福祉、医療サービス及びボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会資源が有機的に連携する体制を構築する。

(1) 地域ケア会議の開催

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、地域における課題の検討及び施策の立案並びに提言を行うため、関係機関等と連携を図り、地域ケア会議を開催する。

ア 実務者会議、個別ケア会議

- ・ 介護支援専門員による高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- ・ 高齢者の実態把握や課題解決のためのネットワークの構築
- ・ 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

イ 代表者会議

- ・ 地域課題を地域住民で共有し、「地域で解決できる課題」「政策的な課題」を明らかにし、課題解決・政策形成を目指した取組を行う。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進する。そのため、在宅医療介護支援センターと連携を図り、地域の実情を把握・分析した上で、住民や地域の医療・介護関係者と地域の目指すべき姿を共有し、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進するため、次の事業に取り組む。

① 現状分析・課題抽出・施策立案（計画）

- ・ 地域の医療・介護の資源の把握
- ・ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ・ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進

② 対応策の実施

- ・ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- ・ 地域住民への普及啓発
- ・ 医療・介護関係者の情報共有の支援、知識の習得等のための研修などの地域の実情に応じた医療・介護関係者の支援
- ・ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ・ 医療・介護関係者の研修

③ 対応策の評価の実施、改善の実施

④ その他の事業

(3) 生活支援サービスの体制整備

高齢者が生きがいを持ちながら生活するためには、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を図っていくことが必要不可欠であり、多種多様なサービスの充実を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、又はその活動を支える協議体等を設置することにより、高齢者の社会参加を推進し、生活支援サービスの充実を図っていく。

7 指定介護予防支援事業

平成18年3月14日、厚生労働省令第37号の「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に基づき、介護保険における予防給付の対象者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、その心身の状況や置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成する。

また、介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行う。

指定居宅介護支援事業者へ業務の一部を委託する場合は、介護予防支援計画作成等に必要な助言・支援を行う。

(1) 予防給付のケアマネジメント（要支援認定者を対象）

- ア アセスメント、介護予防サービス支援計画作成、実施、モニタリング、評価の一連の支援経過について本人の自立促進を目指し、要介護への悪化を防止する。
- イ 介護予防プラン適正化の視点を持ったプラン検討会を引き続き開催する。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント

第1号介護予防支援事業対象者についても適切なサービスが包括的かつ効果的に支援が受けられるよう必要な援助を行う。